

第四回 信頼性の向上の課題に関するワーキング・グループ議事要旨

日時：平成 25 年 10 月 9 日（水）13:00～15:00

場所：中央合同庁舎 4 号館 8 階 822 会議室

議 事

- (1) 会計基準の論点整理
- (2) 情報基盤の整備
- (3) 法人への指導・監督のあり方について

- (1) 事務局から資料 1 に沿って、会計基準の論点整理について説明後、質疑応答を行った。主な内容は次のとおり。

NPO 法人会計基準協議会としては、会計基準は強制には馴染まないものと考えている。会計基準に沿った会計書類が作れるにはまだまだ時間がかかる法人も多く、普及の度合いの問題もある。

会計基準の普及のためのインセンティブとして、例えば、会計基準を採用しないと補助金が受けられないという手法は行き過ぎである。

法附則 6 条の経過措置（当分の間、収支計算書でも良い）の存廃については、状況を見ながら慎重な議論が必要。

誰もができる会計とするべき。少なくとも小規模法人はお財布会計をできるようにし、多様性を守ってあげる必要がないか。

指導監督という形での会計基準の普及は検討できないか。

監査の導入はするとしたら一定規模以上の団体。一般法人は株式会社同様負債 200 億円以上の法人が監査を求められるが、公益法人はより手厚く負債 50 億円以上の法人が監査を求められている。NPO 法人はどの程度とすべきか。

会計士協会としては、全面的に普及活動には協力するという前提の下、監査を受けるような大規模法人のあるべき会計処理のあり方、中小零細規模法人の会計のあり方について議論を開始した。

ボランティア活動の評価については、会計基準上は「できる」規定になっているが、計上してもいいし、しなくてもいいというのはいかがなものか。会計基準は、偏った考え方にならないよう、ある程度独立した団体が設定すべきというのが会計士協会の立場。他方、現行の基準も決して業界の都合で作ったものではない。

NPO法附則 19 条の見直しまでに対応が必要な事項と、長期で考えた方がいい事項と整理した方がいい。

会計基準の策定に際しては、多様な関係団体が関わり、独立した団体が作成するというプロセスを踏むことが重要。

NPO法人会計基準の改訂に当たって、独立した改訂委員会を設置し、そで社会的に妥当なプロセスを経て決定していく。その内容については、協議会は当然に受け入れて普及するという形をとりたいと考えている。

- (2) 事務局から資料 2 に沿って、情報基盤の整備について説明後、質疑応答を行った。主な内容は次のとおり。

中間支援団体に対して更新情報を配信する個人向けRSSではなく、情報そのものを渡すAPIのような話も将来的には検討すべき。

法人情報に個別のURLが付くのであれば、ユーザー側の各ポータルサイトにとってはデータベースのメンテナンスがしやすくなるが、現状では、約4万8千ものページが必要になるため、システム上相当な負荷がかかり、技術上困難。

RSS配信で、NPO法人ポータルサイトの更新情報が大量の届くことになると、おそらく見なくなってしまうため、例えば、地域や分野でキーワード設定して、該当情報だけ届くようにすることができると利用価値が高くなる。

- (3) 法人の指導・監督のあり方について、京都府府民生活部府民力推進課鈴木課長より資料 3 に沿って、事務局から資料 4 に沿って説明後、質疑応答を行った。主な内容は次のとおり

法人に対する指導・監督の基本的な考え方は、市民監視(市民が判断)、公平公正(それぞれ言い分が違う市民に対して公平公正に対応)、法人への運営指導(定款どおりに活動しているか)。

対応のフレームのパターンとしては、府民からのクレームが一つ。民民の問題の間に所轄庁が入り、電話でそれぞれ相談を受けながら対応。もう一つのパターンは、法に定められた指導・監督について適切に対応していく。NPO法で言えば、主に41~43条(報告、立入検査、改善命令、認証取消)。

休眠法人については、事業費を全く使っていない法人が全体の1割強、そのうち全く活動していないもの(報告書が白紙)が半数程度。さらに、報

告書が出ていない法人は5%程度。

市民から通告があった場合に、まずは法人からの説明を求めて、説明が不十分であれば次の段階である立入検査に行くという手順を踏んでいる所轄庁が多いが、それがどれくらい機能しているか確認することは必要。

刑法上、何か問題があれば対応できるが、それ以外ではなかなか立入検査にも行けない。現実的な問題として、今後、厳しくするべきところは厳しくしていくことも検討すべきではないか。

自治体ごとに監督に関する対応が違っていると信頼性を損ねる。立入検査を行うことができる場合のルールがあった方がよいのではないか。

ジャストギビングでは、規約の中で、登録している団体が著しく市民の信頼を損なうような行為があると判断した場合には出ていってもらうことにしているが、逮捕（有罪確定でなくても）についても判断基準の一つに入れている。行政の場合は、同じことをしても、動くケースと動かないケースがあるので、法の信頼性を高めるためにはある程度統一ルールがあった方がよいのではないか。

休眠法人の管理コストも考慮すると、法人からゼロ報告が出てきた段階で、解散手続きのご案内のようなパンフレットを送付してはどうか。

休眠法人は住民税の減免申請や変更登記を怠っていると罰金がある。それくらいなら公告の費用は一度でいいので、解散した方がいいが、もう少しその辺りの情報提供が必要。

（以 上）